

資料 3 - 3

債権管理条例制定の経緯

平成18年度の行政監査（「不納欠損処分について」）で、以下の指摘を受ける。

「不納欠損とは、「既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いであるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべき」ものであるため、これを行う自治体には、必要な手続を適法に実施することが求められるものである。

そのため、今回の行政監査においては、不納欠損処分に関する手続において、とりわけ重要性が高いと考えられる督促、交渉記録及び消滅時効の取扱いについては、特に重視して監査を実施したものであるが、一部において問題が散見されたため、これらを指摘しておくとともに、速やかに改善されるよう要望するものである。

なお、民法上、債権の消滅時効成立には時効の援用が必要と考えられるが、この点に関しては、債権放棄に係る条例の規定を整備するなどにより対処することも検討を要する旨、参考までに申し添える。」

平成19年4月に特命職として、総合的な未収金対策の企画・立案を図るための「未収金対策担当」が設置される。

平成19年度は、行政監査を受けて、「債権管理条例」の制定と行政経営課と共同で徴収一元化に向けた組織について調査・研究を行った。

平成19年12月議会に「秦野市債権の管理等に関する条例」を提案。

平成20年2月1日条例施行。